

令和 5 年度 仙台市地域企業デジタル化推進事業

採択事業者向け

事業実施ガイドブック

10月25日版

仙台市地域企業デジタル化推進事業に採択された皆様に、円滑に事業実施いただくために、必要な事項や注意点をまとめています。事業実施期間中はお手元においていただき、事業実施にお役立てください。

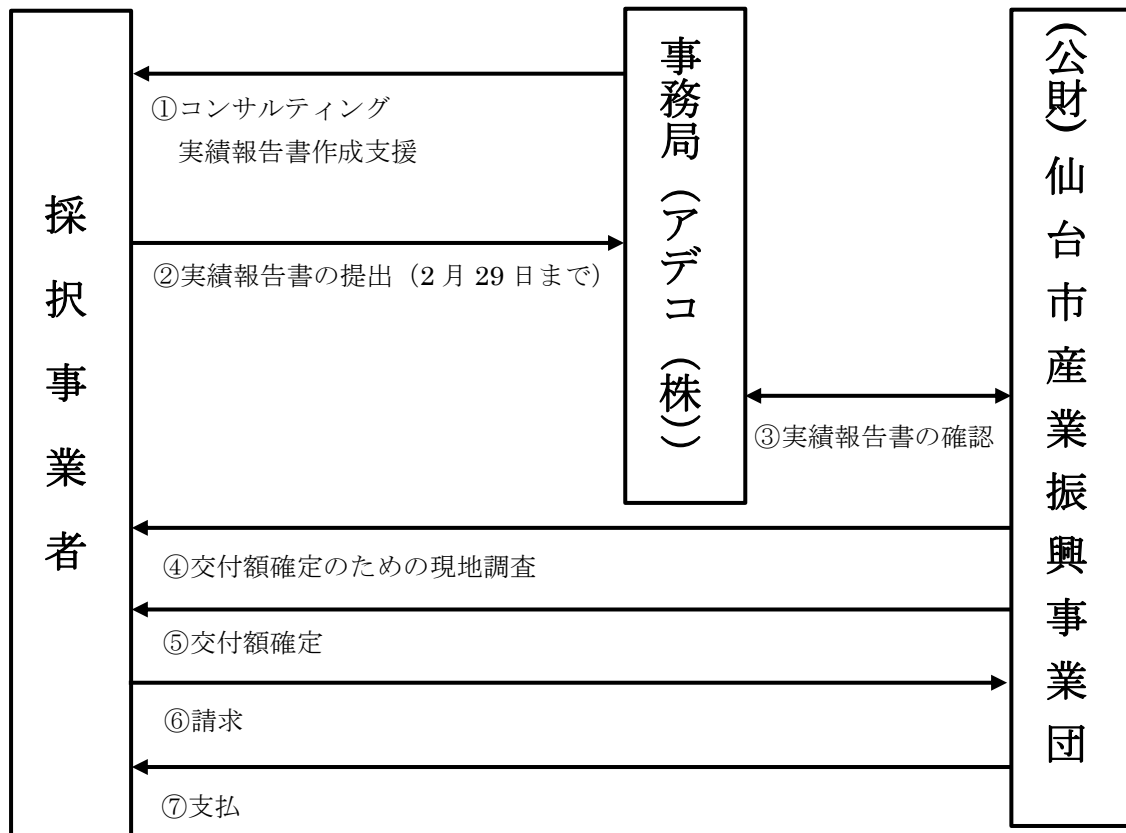
目次

本補助金の手続きフロー	P2
本補助金の目的について	P3
本補助金が対象とする事業内容について	-
補助金支払いまでのスケジュールについて	P4
コンサルティングの実施について	P5
事業内容の変更について	P6
実績報告について	P7
補助金交付の決定通知に不服があった場合	P8
補助金交付の中止または廃止をする場合	-
補助金額の確定について	P9
補助金の交付請求について	-
立ち入り検査について	-
補助金の交付決定の取消し及び返還について	-
財産の処分制限等について	P10
本補助金の経理処理等について	-
運営とお問い合わせ	P11

申請書様式集 (P12-27)

(様式第 3 号)	仙台市地域デジタル化推進補助金	交付申請取下届
(様式第 4 号)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	計画変更申請書
(様式第 5 号)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	計画中止 (廃止) 申請書
(様式第 6 号)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	事業実績報告書
(様式第 6 号の 2)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	補助事業実績書
(様式第 7 号)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	補助金額確定通知書
(様式第 8 号)	仙台市地域企業デジタル化推進補助金	補助金請求書

本補助金の採択後の手続きフロー



【手続き内容によって問い合わせ先、書類の提出先が異なります】

本ガイドブックでは以下のとおり区別して記載しますので、手続きごとに問い合わせ先、提出先を確認してください。

事務局

コンサルティングや実績報告書に関する窓口

〈問い合わせ先〉

アデコ株式会社 仙台支社

〒980-6120 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエルビル 20 階

電話：070-7498-6847 090-6350-8520

mail：ADE.JP.sendaidigital@jp.adecco.com

仙台市産業振興事業団

事業の変更、中止・廃止、現地調査、請求、支払に関する窓口

〈問い合わせ先〉

公益財団法人 仙台市産業振興事業団 IT活用推進課

〒980-6107 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエルビル 7 階

電話：022-724-1125

mail：itsuishin@siip.city.sendai.jp

本補助金の目的について

本事業は、原材料高騰等の影響による厳しい経済状況の中で、地域の中小企業が、専門家によるコンサルティングを受けながら、IT ツール等を活用した非効率な業務のデジタル化、ビジネスモデルの転換などを通し、生産性向上・競争力強化を図る取り組みの経費の一部を補助することにより、地域中小企業のデジタル化を推進することを目的とします。

上記の目的を達成するために、採択事業者については、事業実施にあたって少なくとも2回コンサルティングを受けていただくことになっています。専門家のアドバイスをもとに、実施事業の効果が最大化されるよう取り組んでください。

補助金支払いまでのスケジュールについて

下記は、あくまで想定スケジュールです。

事業終了が早ければ、事業終了～補助金支払までは前倒しで実施します。

10月5日、6日：補助金採択者説明会

10月中旬～11月：事業開始時コンサルティング（1回目）

11月～1月：事業実施中のコンサルティング（希望者のみ）

1月上旬～2月中旬：事業終了時コンサルティング（2回目）

2月15日：事業期間終了

2月29日：事業実績報告書 提出期限

2月～3月（実績報告書提出後）：現地調査、交付額確定、補助金支払

コンサルティング実施について

事業が円滑に進むよう、また事業実施にあたっての課題やお困りごとが解消されるよう専門家が引き続きコンサルティングを行います。

公平な第三者的な立場から、親身になってお答えしますので、なんでもご相談ください。

①事業開始時コンサルティング（※必須）

事業開始前または、開始直後に実施します。

- 実施期間：10月中旬～11月
- 予約方法：採択者説明会でご予約を承ります
- ヒアリング・アドバイス内容
 - ・事業実施前（開始直後）の課題
 - ・ベンダーとの交渉、付き合い方
 - ・補助対象期間内に事業実施を完了するスケジュール
 - ・事業の効果測定
 - ・その他ご質問、ご相談いただいた事項 等

②事業実施中コンサルティング（希望者のみ）

事業実施途中中のご相談も承ります。

回数に制限はありませんので、事業実施に際しお悩みがあればご相談ください。

- 実施期間：11月～1月
- 予約方法：事務局までお電話か、メールにてご連絡ください。

③事業終了時コンサルティング（※必須）

事業終了時または事業終了に向けて実施します。

- 実施期間：1月中旬～2月中旬
- 予約方法：12月末ごろに事務局より予約のご案内をします
- ※早めに事業終了する方はその旨事務局にご連絡ください。前倒しで実施します。
- ヒアリング・アドバイス内容
 - ・事業終了後（終了に向けて）の進め方
 - ・事業実施報告書の記載
 - ・今後の課題や運用
 - ・その他ご質問、ご相談いただいた事項 等

事業内容の変更について

交付決定をうけた申請内容を変更する場合は、必ず、仙台市産業振興事業団またはコンサルティングの際に専門家にご相談ください。

変更の内容によって、手続きが異なります。いずれも内容によって判断するため、必ず変更を行う前にご連絡ください。事後報告の場合は、変更内容が補助対象外となってしまう場合がございます。

※コンサルティング時以外に相談したい場合は、必ず仙台市産業振興事業団にご相談ください。コンサルティング時以外に専門家にご連絡をいただいても、すぐに対応できない場合があります。

【事業内容の変更についての問い合わせ先】

仙台市産業振興事業団 IT 活用推進課

電話：022-724-1125 mail：itsuishin@siip.city.sendai.jp

①計画変更の申請、承認が必要な場合

事業目的や事業内容が大幅に変わる重大な変更の場合、指定の様式（様式第4号）に変更の理由などを記載いただき、申請いただく必要があります。仙台市産業振興事業団でその妥当性を検討し、承認の可否を判断します。

②軽微な変更として、実績報告にて変更する場合

仙台市地域企業デジタル化推進補助金交付要綱上、下記は軽微な変更としています。これらに該当する場合は、実績報告時に変更の報告をします。

ただし変更が次の二つに該当するかどうかは仙台市産業振興事業団、またはコンサルティングにおいて専門家が判断しますので、必ず変更前にご連絡ください。

- (1) 補助事業の目的を変更せずに、交付決定額の範囲内において経費区分の配分を増減する場合
- (2) 補助事業に影響のない程度の交付決定内容の細部を変更する場合

※変更の取り扱いについては、仙台市地域企業デジタル化推進補助金交付要綱の第10条、第11条に記載があります。合わせてご確認ください。

実績報告について

事業終了後、令和6年2月29日までに、以下に記載の実績報告書類を[事務局]へ郵送または持参により提出してください。

なお、令和6年2月15日（事業期間終了期限）より早く事業が終了した場合は、準備が出来次第実績報告を提出いただいてもかまいません。その場合は[事務局]で実績報告書を受理後、順次補助金支払いまでの手続きに進みます。

【実績報告書類】

- (1) 実績報告書（様式第6号）
- (2) 補助事業実績書（様式第6号の2）
- (3) 経費の支出を証明する書類（請求書、納品書、領収書等）
- (4) その他理事長が必要と認める書類（通帳、振込書、会計帳簿の写し等）

※補助事業者がやむを得ない理由により、実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することがあります。

【実績報告の際の注意点】

- ・補助対象となるのは令和6年2月15日までに実施した取り組み及び支払いが完了した経費のみとなります。
- ・実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告する必要があります。
- ・別添の採択者向けFAQにも、経費の支払いや実績報告に関する記載があります。あわせてご確認ください。
- ・実績報告の記載例は、後日本事業webサイトに掲載します。また[事務局]からも別途ご案内します。

補助金交付の決定通知に不服があった場合

補助金交付決定通知を受けた申請事業者（以下、補助事業者という）は、交付決定の内容又はそれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知があった日から 14 日以内に、補助金交付申請取下届（様式第 3 号）を仙台市産業振興事業団へ郵送または持参により、提出しなければなりません。

補助金交付申請取下届（様式第 3 号）により取り下げがあった場合は、本補助金の交付決定はなかったものとして処理いたします。

補助金交付の中止または廃止をする場合

補助事業者は、補助金交付通知を受けた事業について、中止または廃止する時は、計画中止（廃止）申請書（様式第 5 号）を仙台市産業振興事業団へ郵送または持参により提出し、その承認を受けなければなりません。

補助金額の確定について

実績報告書類一式の提出を受けた後、仙台市産業振興事業団が報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行います。そして、実績が交付決定した内容、交付条件等に合致しているかを確認し、補助金額を確定させます。その後、確定した補助金額を、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知します。

補助金の交付請求について

補助金額確定通知書（様式第7号）により通知を受けた補助事業者（以下、補助確定者という）は、補助金請求書（様式第8号）を仙台市産業振興事業団へ郵送または持参により提出してください。提出からおおむね2週間～1か月以内に支払われます。

立ち入り検査について

仙台市産業振興事業団の理事長は、必要があると認められるとき、補助確定者へ追加での報告若しくは資料提出を求めたり、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせたり、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ適宜質問できるものとします。

また、仙台市産業振興事業団の理事長は、必要があると認められるときは、補助確定者に対して、改善その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

補助金の交付決定の取消し及び返還について

仙台市産業振興事業団の理事長は、補助確定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、当該交付決定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還させることができるものとします。

財産の処分制限等について

補助確定者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年を経過している場合を除き、補助事業により取得し、又は効用の増加した理事長が定める財産（以下「取得財産等」という）を、仙台市産業振興事業団の理事長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないものとします。

仙台市産業振興事業団の理事長は、本補助金による取得財産等の処分をすることで収入がある場合、補助確定者に対して、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとします。

本補助金の経理処理等について

補助確定者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理処理するものとし、すべての証拠書類を整備・保管し、かつ補助事業の完了日の属する年度の終了後から5年間、仙台市産業振興事業団の理事長から要求があったときは、いつでも閲覧提供できるようにしなければなりません。

運営とお問い合わせ

本事業の事務局は、公益財団法人仙台市産業振興事業団より委託を受けてアデコ株式会社が運営しております。

事務局

コンサルティングや実績報告書に関する窓口

〈問い合わせ先〉

アデコ株式会社 仙台支社

〒980-6120 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエルビル 20 階

電話：070-7498-6847 090-6350-8520

mail：ADE.JP.sendaidigital@jp.adeco.com

仙台市産業振興事業団

事業の変更、中止・廃止、現地調査、請求、支払に関する窓口

〈問い合わせ先〉

公益財団法人 仙台市産業振興事業団 IT活用推進課

〒980-6107 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエルビル 7 階

電話：022-724-1125

mail：itsuishin@siip.city.sendai.jp



申請書様式集

※採択後に必要な様式のみ抜粋しています。

- (様式第 3 号) 仙台市地域デジタル化推進補助金 交付申請取下届
- (様式第 4 号) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 計画変更申請書
- (様式第 5 号) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 計画中止（廃止）申請書
- (様式第 6 号) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 事業実績報告書
- (様式第 6 号の 2) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助事業実績書
- (様式第 7 号) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助金額確定通知書
- (様式第 8 号) 仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助金請求書

(様式第3号)

令和 年 月 日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 殿

住所
申請者 会社名
代表者の役職・氏名 印

仙台市地域デジタル化推進補助金 交付申請取下届

令和5年9月27日付 仙産振I第78号により交付決定を受けました仙台市地域
企業デジタル化推進補助金について、補助金交付申請の取下げを届け出ます。

記

補助事業の目的	
補助金交付決定額	円
申請取下げの理由	

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 殿

住所
申請者 会社名
代表者の役職・氏名 印

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 計画変更申請書

令和 5 年 9 月 27 日付仙産振 I 第 78 号で交付決定の通知のありました、仙台市地域企業デジタル化推進補助金事業について、下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の理由

--

3 変更の内容(採択された計画書の内容に沿って記載してください。)

変更前	変更後

補助金事務局使用欄

--

確認者氏名	
-------	--

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 殿

住所
申請者 会社名
代表者の役職・氏名 印

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 計画中止（廃止）申請書

令和 5 年 9 月 27 日付仙産振 I 第 78 号で交付決定の通知のありました、仙台市地域企業デジタル化推進補助金事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する補助事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 補助事業中止の期間（廃止の時期）

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 殿

住所
申請者 会社名
代表者の役職・氏名 印

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 事業実績報告書

令和 5 年 9 月 27 日付仙産振 I 第 78 号で交付決定の通知のありました、仙台市地域企業デジタル化推進補助金事業について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

- ・補助事業実績書（様式第 6 号の 2）
- ・経費の支出を証明する書類
- ・その他理事長が必要と認める書類（通帳、振込書、会計帳簿の写し等）

(本件に関する連絡先)

所属（部署名）	
担当者役職・氏名	
電話	
メールアドレス	

(様式第 6 号の 2)

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助事業実績書

1. 補助事業の実績

補助事業名	
実施した内容	
補助事業の成果・ 目標の達成度 (詳細にお書きください。)	
今後の計画・見込	

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

2. 収支実績

i 収入

(単位：円)

区分	金額（税抜）（計画）	金額（税抜）（実績）
本補助金		
自己資金		
その他 ()		
合計		

ii 支出

(単位：円)

経費区分 ※交付要綱 別表の区分	積算内訳及び変更内容	補助対象経費 (税抜) (計画)	補助対象経費 (税抜) (実績)
補助金対象経費合計			
(1) ハード導入費にかかる交付申請額 (ハード導入費の小計×1/2・上限200,000円)			
(2) ハード導入費以外にかかる交付申請額 (ハード導入費以外の費用の小計×1/2)			
補助金交付申請額合計 (1) + (2) (上限500,000円、1,000円未満切り捨て)			

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

補助金事務局使用欄

確認者氏名	

(様式第7号)

仙産振I第 号
令和 年 月 日

会 社 名
代表者の役職・氏名 様

公益財団法人仙台市産業振興事業団
理事長 遠藤 和夫

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助金額確定通知書

令和 年 月 日付仙産振I第 号で交付決定しました標記補助金の額について、提出いただいた事業実績報告書等を精査した結果、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額	円
特記事項	

(様式第 8 号)

令和 年 月 日

公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事長 殿

住 所
申請者 会 社 名
代表者の役職・氏名 印

仙台市地域企業デジタル化推進補助金 補助金請求書

令和 年 月 日付仙産振 I 第 号で補助金額確定の通知を受けた仙台市地域企業デジタル化推進補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助事業名	
補助金交付確定額	円
振込先金融機関名	
振込先金融機関支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号 (右詰め)	
フリガナ	
口座名義	